

我が国における保障措置活動状況等について

1. 保障措置活動状況等の報告について

文部科学省では、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、原子力平和利用の確保のための保障措置*を実施しています。2007年（平成19年）分の保障措置活動状況、核燃料物質量のデータ及びこれらに対する国際原子力機関（IAEA）の評価について、以下のとおり報告します。

*：保障措置

保障措置とは、核物質が核兵器やその他の核爆発装置に転用されることを防止するための手段です。

我が国は、核不拡散条約（NPT）に基づき、IAEAとの間で日・IAEA保障措置協定を締結しており、これら国際約束を履行するため、関係機関により、原子炉等規制法に基づいて、次のような保障措置活動が実施されています。

- ①計量管理 （原子力事業者が核物質量を国に報告）
- ②封じ込め／監視 （核物質の移動等を封印、監視カメラ等により確認）
- ③査察 （国及びIAEAの査察官が原子力施設に立ち入り、核物質の計量及び管理の状況を確認）

さらに、日・IAEA保障措置協定の追加議定書に基づき、未申告の核物質や原子力活動が無いこと等を確認するためIAEAが指定する場所に対して行う補完的なアクセスに、我が国の査察官が立会う等の活動を実施しています。

2. 保障措置活動状況等に関するデータの取りまとめについて

原子炉等規制法に基づき、原子力事業者から得られる計量管理報告や査察の実績を、このほど、以下のとおり取りまとめました。

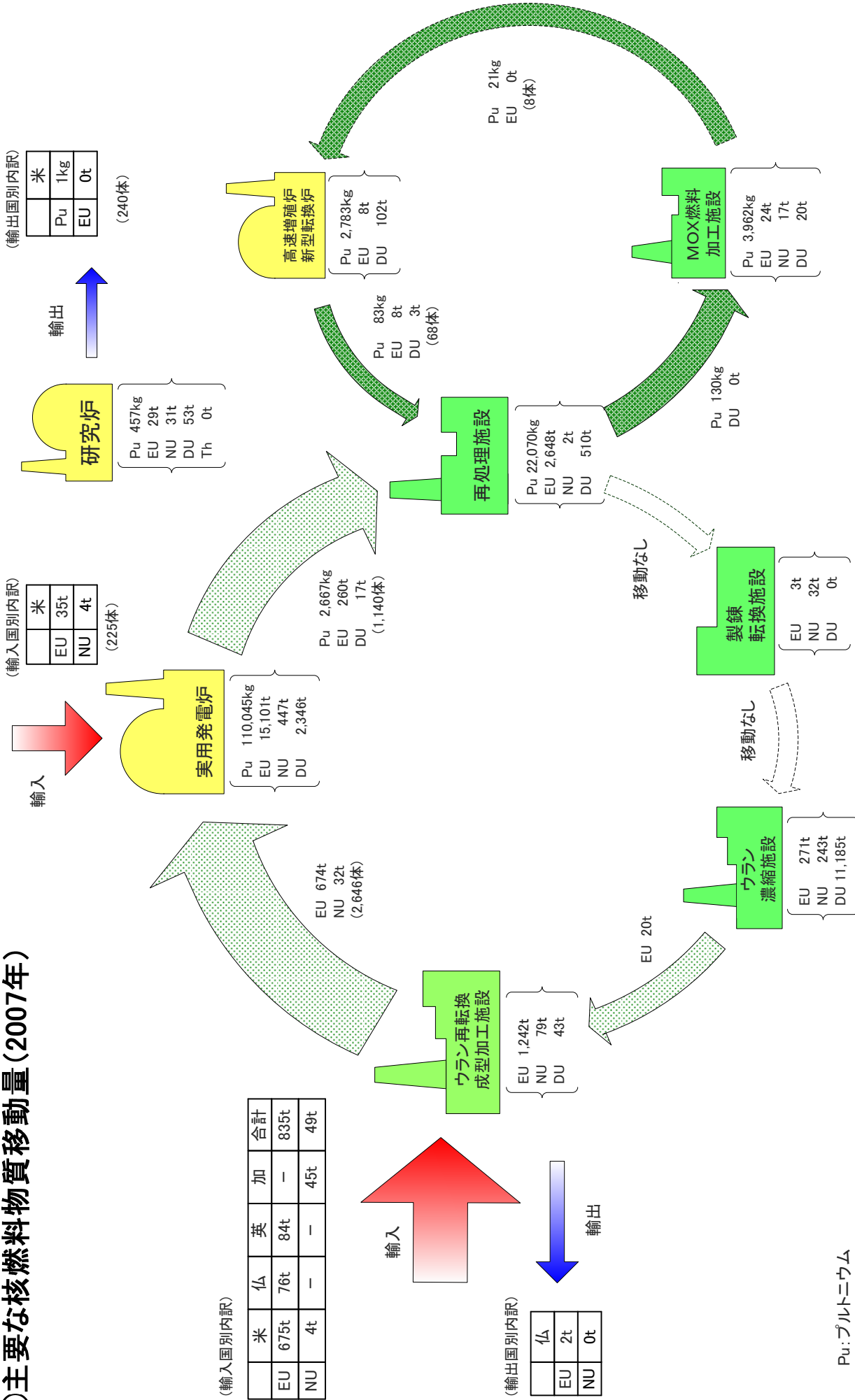
- （1）我が国における保障措置に係る核燃料物質質量一覧
 - ①主要な核燃料物質移動量（2007年）
 - ②原子炉等規制法上の規制区分別内訳（2007年12月31日現在）
 - ③国籍区分別内訳（2007年12月31日現在）
- （2）我が国における保障措置活動状況（2007年）

3. 我が国における保障措置活動の結果について

IAEAは、2007年の保障措置活動の結果として、我が国の「すべての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との保障措置結論を得たことを、このほど（6月13日：ウィーン時間）、2007年版保障措置声明において明らかにしました。

(1)我が国における保障措置に係る核燃料物質質量一覽

①主要な核燃料物質移動量(2007年)



Pu: プルトニウム
 EU: 濃縮ウラン
 NU: 天然ウラン
 DU: 劣化ウラン
 Th: トリウム
 (): 燃料単位体数

注1) 使用に係る核燃料物質の移動については、多岐に亘るため、MOX燃料加工施設及び製錬転換施設を除き省略している。施設別の在庫量については、2007年12月31日現在の量を記載している。

注2) プルトニウム量については、「国際プルトニウム指針」に基づきIAEAに報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。但し、保障措置上は、国内の全てのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分(常陽及びもんじゅに1,702kg在庫)も含めて管理している。

(1) ② 原子炉等規制法上の規制区分別内訳

(2007年12月31日現在)

核燃料物質の区分 注1) 原子炉等規制 法上の規制区分	天然ウラン	劣化ウラン	濃縮ウラン		トリウム	プルトニウム注2)
	(t)	(t)	U(t)	U-235(t)	(t)	(kg)
製錬	-	-	-	-	-	-
加工	323	11,228	1,513	61	0	-
原子炉注3)	478	2,502	15,137	329	0	113,285
再処理	2	510	2,648	25	0	22,070
使用注4)	79	45	35	1	2	4,036
合計注5)	881	14,284	19,334	416	3	139,390

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、核燃料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状態によらず合計量を記載している。

注2) プルトニウム量については、「国際プルトニウム指針」に基づきIAEAに報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。但し、保障措置上は、国内の全てのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分(常陽及びもんじゅに1,702kg在庫)も含めて管理している。

注3) 東京電力福島第一原子力発電所使用済燃料共用プール(使用施設)分を含む。

注4) 核燃料物質の使用の許可を受けた使用者及び法律第52条第1項第5号の政令で定める種類及び数量以下の使用者の核燃料物質の合計量を記載している。

注5) 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

(1) ③ 国籍区分別内訳

(2007年12月31日現在)

核燃料物質の区分 注1) 国籍の区分 注2)	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	濃縮ウラン		トリウム (t)	プルトニウム (kg) 注3)
			U(t)	U235(t)		
アメリカ	107	3,021	14,163	297	1	100,740
イギリス	14	437	1,867	34	0	16,459
フランス	44	5,944	5,019	89	0	40,807
カナダ	426	4,764	5,244	105	0	42,381
オーストラリア	32	896	3,349	70	-	23,534
中国	53	168	269	10	-	523
ユーラトム	55	5,959	6,015	118	0	5,178
IAEA	0	2	0	0	-	1
その他	253	1,950	385	12	2	2,242

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状态によらず合計量を記載している。

注2) (1)②原子炉等規制法上の規制区分別内訳に示した核燃料物質量を国籍別に計上している。

なお、複数国籍のものはそれぞれの国籍区分に重複して計上している。

注3) プルトニウム量については「国際プルトニウム指針」に基づきIAEAに報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。但し、保障措置上は、国内の全てのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分も含めて管理している。

(2) 我が国における保障措置活動状況(2007年)

原子炉等規制法上の規制区分	施設数 ^{注1)}		計量管理報告		我が国における査察実績人・日		
	査察実績施設数 ^{注2)}	報告件数 ^{注3)}	データ処理件数	2007年実績	2006年実績	(参考)	
				国の職員による人・日	指定保障措置検査等実施機関による人・日		
製 錬	-	-	-	-	-	-	
加 工	6	404	26,193	292	32	260	
原 子 炉 ^{注4)}	79	4,001	347,838	491	92	399	
再 処 理	3	1,523	132,285	1,493	6	1,487	
使 用	173	1,721	72,577	515	26	489	
小 計	261	7,649	578,893	2,791	156	2,635	
設計情報検認等 ^{注5)}				111	111	-	
補完的なアクセス ^{注6)}				17	17	-	
合 計	261	7,649	578,893	2,919	284	2,635	

注1) IAEAによる査察対象の総事業所数を記載している。

注2) 2007年に査察実績のあった事業所数を記載している。

注3) 原子炉等規制法に基づき事業者から報告された在庫変動報告、物質収支報告、実在庫量明細表の件数の合計を記載している。

注4) 東京電力福島第一原子力発電所使用済燃料共用プール（使用施設）分を含む。

注5) IAEAに提供した施設の設計情報等の正確性及び完全性を検認・検査するもの。(IAEAの定義する査察人・日には含まれない。)

注6) 追加議定書に基づき、未申告の核物質や原子力活動がないことを確認するため、我が国の立会いの下、従来アクセスが認められていない場所に対してIAEAが立ち入るもの。(IAEAの定義する査察人・日には含まれない。)